

令和7年度第3回吹田市市民自治推進委員会 会議録

1 日時

令和8年(2026年)2月9日(月)午後1時30分から2時30分

2 場所

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

3 出席者

(1) 委員

若月 剛史(委員長)、福留 和彦(副委員長)、大西 千尋、加賀城 恵美子、川上 光男、
雑部 麻美、寺中 久登

(2) 事務局

大山市民部長

市民自治推進室 森田室長、田中参事、加樂主幹

4 傍聴者

2名

5 議題

(1) 自治基本条例の見直し検討について

(2) その他

6 議事の要旨

別紙「議事のまとめ」のとおり

議事のとまとめ

発言者	主な内容
委員長	吹田市市民自治推進委員会を開会いたします。初めに事務局から報告を受けます。
事務局	本日の委員会は7名中 7 名の出席をいただいております、会議は成立しています。なお、本日の傍聴者は2名で、入室いただいております。
委員長	それでは、次第1(1)自治基本条例の見直し検討についてを議題といたします。事務局から資料の説明を受けます。
事務局	(資料説明)
委員長	基本的には解説書にどう記載すべきかなどについて、議論していきます。前回、御発言いただいた方から簡単に御意見をいただいた後、各委員の御意見を伺いたいと思います。
A 委員	解説書の「はじめに」に吹田市の中核市への移行を入れていただきたい。また、1 点目、地域社会が多様な価値観や課題を抱えており、複雑化しているという時代背景の変化を表現していただきたい。2 点目に市と市民の時代に即した役割を明確化すること。市はデジタル技術を活用して行政の生産性を高め、地域課題を解決するために、必要な情報を適切に速やかに開示するのが市の役割です。市民は、身近な課題解決だけでなく、未来も考えて行動する姿勢が求められています。3 点目は、建設的な対話です。市と市民が互いに尊重する建設的な対話を重ねることが大切であることを明確化していただきたいです。
B 委員	時代背景の変化についておっしゃっていましたが、中核市の件については、私も大きく変わったと思いますので、その趣旨を書くのはいいと思います。
委員長	事務局は、今の御意見に対して何かお考えはありますか。
事務局	解説書の「はじめに」というものは、大体は条例等が制定された時代背景が記載されていて、変更しないものだと考えています。これまでの委員会で解説書を改訂することが決まっておりますので、「はじめに」の次のページに「改訂にあたって」というような文章を挟み込む方法もあるのではと考えています。
A 委員	具体的にどの部分に入れた方がいいというこだわりはないので、事務局に御提案いただいた方法で十分です。キーワードとしては、多様な価値観、行政の複雑化と生産性、将来世代への責任、市と市民がお互いを尊重した建設的な対話というところでしょうか。
副委員長	今の行政の複雑化した課題、多様化した住民ニーズ等を解決するために生産性を上げていきたいと思います。生産力が変わらない状態で、行政サービスの種類と量を増やすと現場へ不適切な負荷がかかる恐れがあると思います。適切な行政供給力が前提であるべきかと思いますが、いかがでしょうか。
A 委員	おっしゃるとおり、現場の負担が高まってしまえば本末転倒なので、適切な供給力を発揮することが前提だと思います。
委員長	では、今の御意見をどの部分にどんな内容で反映させるかは事務局で検討いただくとして、次に、第9条の議会の役割と権限について御意見を申し上げます。
A 委員	議会が憲法第93条に定められた議事機関であることを明記することをお願いしたいです。そうすることで、市民にとっては、自分の声が議会で議論され、まちの方向性を決めていくという実感に繋がる。議員や市にとっては、市民の意思を丁寧に受け止め、公開の議論を通じて政策を形作るという責任を再確認する契機になると考えます。

B 委員	確かに議会については憲法に定められていて、その文言を入れるのがよくないというわけではないのですが、地方自治法から始まって議会と市民との関係を説明しているのので、大きな話よりはピントを絞った方がわかりやすいかなとも思います。
A 委員	あまり市民の方は地方自治法というものに馴染みがありません。それならば、憲法第 93 条で議会が議事機関として位置付けられていて、地方自治法で議会の役割と権限が定められていますという文言にすれば、議会の重みが伝わるのではないかと思います。
委員長	今、御意見いただいた趣旨を解説に書き加えていただく方向で、事務局で検討をお願いします。続いて、第 31 条について御意見ををお願いします。
A 委員	第 31 条の国や大阪府との連携及び協力について、具体的に言うと、中核市移行に伴って教職員の人事権限がある府と研修権限のある市は、より実効性のある教育の質を高めていくために、連携が必要と考えます。そのため、解説書の対象となる課題に「教育」を入れるべきではないでしょうか。また、1 年前に下水道の陥没事故がありました。下水道管は吹田市が管理するものと大阪府が管理するものがあります。吹田市の社会インフラについても、府と市の連携は必要だと思うので、課題に「社会資本」という言葉を加えてはどうかと思います。
B 委員	対象となる課題に教育を加えるのはいいと思います。ただ、インフラについては、既に府と市が連携しながら進めているので、さらに強調するというのは表現が難しいと思います。
A 委員	確かに、社会インフラと入れてしまうと範囲がとても広がるので難しいと思いました。一方で、老朽化する社会インフラの中で大きな事故も起きていて、市民の安全性に対する関心が高まってきているので、適切な言葉を市として考えていただければありがたいです。
委員長	では、そのように趣旨は承って、社会資本・社会インフラを入れるという要望については、また検討することとします。
副委員長	教育を課題として加えることには違和感はありません。むしろ、この条例が制定された時に、なぜ教育が入っていないのかと思います。過去に何か議論はあったのでしょうか。
事務局	教育が課題として入っていないことに関して、議論があったという記録はありません。
C 委員	第 31 条は中核市移行と関係が深いと思います。教育以外にも保健・医療の分野も移譲されていますよね。今、事務局から市の各部署に照会していただいているということなので、その回答と照らし合わせて、変更が必要であれば変更するというところでどうでしょう。
委員長	とりあえず、教育等は課題として加える方向で考えていきますが、今後の過程で差しさわりがあるということでしたら、次回、議論させていただきます。続いて、第 8 条について御意見ををお願いします。
C 委員	第 8 条の解説で良好な都市文化の形成という言葉がとても大きくわかりにくいと思います。併せて、地域社会との調和もわかりにくい表現だと思いますので、別の具体的な言葉で解説できればいいなと思います。
A 委員	事業者の社会的責任の中で、地域社会との調和という言葉を入れた方がいいということがあったのか、また、日本の都市の中で地域社会との調和を生み出した事例などの背景があれば教えてください。
事務局	条例制定の検討の際に、市民や学識の方で研究会を立ち上げました。その場では都市環境の形成という文言になっていましたが、その後、良好な都市文化の形成へと変わっています。記録がないので憶測になりますが、事業者が事業を行うにあたり、環境だけでなく、その地域に根差した文化等にも配慮が必要ではないかということで、膨らんでいったのではないかと思います。

副委員長	住宅地で広い土地が空いた時に、営利事業者が入る場合があります。一般論として、車の出入りが頻繁な事業者であれば、地域住民の交通安全という環境面で大きな影響を受けます。私自身、行政や不動産総合デベロッパーが進めるまちづくりに地域住民の意見を反映させるために色々な活動をしています。その中で、騒音や人の出入りといった環境問題だけでなく、その地域が元々持っていた文化、あるいは、地域住民が望む文化形成が必要であると感じていることもあり、地域社会との調和という言葉が入ったのではないかと思います。
C委員	都市文化という言葉が難しいですね。地域の文化というような言い回しであれば、今の副委員長とのお話とつながってわかりやすいと思いますが。
委員長	今の御意見について、事務局で御検討いただくということで、次の御意見に移ります。
C委員	第14条第2項に職員は、職務に遂行に必要な知識、政策立案能力、法務能力等を身につけるように努めなければなりませんと記載されていて、解説では、対人能力を身につけるよう努めなければならないと定めていますと書かれています。条文中の法務能力等の等を対人能力まで広げるのは無理があると思います。建設的に対話を進めていくために必要な能力として対人能力も今後もとめていくべきものですよといった表現に変えて、定めていますのかかる部分と等について補足する部分とに分けて書いてはどうかという提案です。
委員長	今の御意見に対して、御意見のある方はいらっしゃいますか。特にないようでしたら、こちら事務局で考えていただくということでよろしいでしょうか。
事務局	今の御意見も踏まえた案を作成したいと思います。
A委員	第10条の解説で、議会の本会議や委員会の会議録が行政資料閲覧コーナーやホームページで公開されていますと記載されていますが、各委員会の会議録も公開されているのでしょうか。
事務局	公開しています。
委員長	続きまして、次第1(2)について、事務局から説明がありましたが、過去の答申書の形式を参考にしたということです。何か御意見がある方はいらっしゃいますか。特に御意見がないようでしたら、この形式案に基づいて次回の委員会で審議したいと思います。 次回の開催日程につきまして、事務局の方から説明を受けます。
事務局	次回の開催は、来年度の5月か6月頃に願う予定です。日時につきましては、メールにて調整させていただきますので、御協力をお願いいたします。
委員長	以上で本日の委員会は閉会したいと思います。皆さんお疲れ様でした。

順に、A委員、B委員、C委員・・・と表記しています(委員長、副委員長を除きます)。